

警報等発令に伴う緊急措置

吹田(北大阪)に暴風警報または大雨特別警報が発令された場合

- (1) 午前7時の時点で警報発令の場合……自宅待機
- (2) 午前9時までに解除された場合……解除の時点で登校
- (3) 午前9時までに解除されなかった場合…臨時休業

※「暴風警報」「大雨特別警報」以外の、「大雨」「洪水」などの警報の場合は、周囲の状況に十分注意しながら登校してください。

(臨時休業になりません。)

※登校後に暴風警報または大雨特別警報が発令された場合は、原則としてその時点で下校します。

地震の場合

A:「震度5弱」以上の大規模地震が吹田市に発生した場合

- (1) 登校前…臨時休業とします。各ご家庭で安全確保に努めてください。
- (2) 登校中…危険な場所を避け、安全な場所に一時避難し、その後揺れが収まったら、学校か自宅の近い方に向かってください。その際、落下物等に注意し、壊れそうな建物や塀、地割れ等に近づかないようにしてください。
- (3) 在校時…学校内の安全な場所に避難誘導します。学校や周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、下校します。(保護者に迎えに来ていただく場合もあります。)
- (4) 下校時…原則として「(2)登校中」と同じように行動してください。

B:「震度5弱」未満の地震(余震)が吹田市に発生した場合

- 原則として臨時休業にはしませんが、学校及び地域の被害状況等により、生徒の安全確保の観点から臨時休業の措置を取ることもあります。
- 地震では予期できない事態が発生することがあります。各家庭で状況を判断し安全確保に努めて下さい。

台風の接近に伴う中学校給食の対応について

午前7時現在、吹田(北大阪)地域に暴風警報または大雨特別警報が発令されているときは給食を中止させていただきます。

また午前7時以降、午前9時までの間に上記警報が解除されたことにより登校された場合においても、当日の給食は中止させていただきます。

登校後、上記警報が発令され、昼食を食べずに下校となった場合についても、調理された給食はキャンセルとさせていただきます。

なお、給食が中止となった場合の給食費の返金は、保健給食室が残金を増やす方法で処理させていただきます。